

株価指数先物・オプション取引におけるイブニング・セッションの導入について



平成19年11月27日

株式会社東京証券取引所

株価指数先物・オプション取引のイブニング・セッション（EV）制度概要

項目	概 要	(参考)国債先物取引の取扱い
取引対象	株券オプション取引以外のすべての株価指数先物・オプション取引	中期国債標準物、長期国債標準物
取引時間	午後4時30分から7時まで（注文受付は午後4時15分から）	午後3時30分から6時まで
取引の位置付け	EVから翌営業日の午後4時の立会外取引終了までが同一取引日	同 左
限月間スプレッド取引	日中時間帯のスプレッドの建値の計算においても、EVの約定値段を適用	同 左
決済	同一取引日分をまとめて決済	同 左
清算値段	取引日ごとに午後立会終了時に決定	同 左
ギブアップ、 転売・買戻し等の申告	翌営業日の日中取引分とあわせて申告 (ギブアップのEV時間中の申告も可)	同 左
証拠金	翌営業日の日中取引分とあわせて計算（EV終了後の緊急証拠金はなし）	同 左
呼値の効力	EV立会終了時に未執行の呼値は失効	同 左
取引最終日等の取扱い	取引最終日を迎える限月取引について、取引最終日の翌日を取引日とするEVは取引を行わない。また、新規設定等は、翌営業日の前場から行う。	同 左
制限値幅	前取引日の清算値段をEVの基準値段とする	同 左
取引の一時中断	EVにおいてもサーキット・ブレーカーを発動	同 左
立会外(ToS TNeT ¹)取引の時間	午後4時30分から7時10分まで	午後3時30分から6時20分まで
相場情報の配信	日中取引と同じ情報をEV分として配信。四本値は、取引日ベース	同 左
手口	日中取引分とEV分をあわせて公表	非公表
投資部門別	取引日ベースで集計・公表	同 左

* 1 平成20年1月15日実施予定の現物／先物・オプションに係る立会外取引の市場整備に併せて制度改正予定。

株価指数先物・オプション取引におけるイブニング・セッションの導入について

平成19年11月27日

株式会社東京証券取引所

項目	内 容	備 考
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 近年、海外投資家のシェアの拡大やOTCにおける取引増加等を背景に現在の取引時間外における当取引所の株価指数先物取引等の取引需要が高まってきております。 ついては、投資者の利便性向上及びより効率的な市場の構築を図る観点から、当取引所は、株価指数先物取引等にイブニング・セッションを導入することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引のイブニング・セッションは平成12年9月から実施済み。 併せて立会外取引の取引時間も拡大します。
制度概要		
1. 取引対象	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象は次に掲げる株価指数先物取引(限月間スプレッド取引を含みます。)及び株価指数オプション取引とします。 東証株価指数(TOPIX)先物・オプション取引 東証電気機器株価指数先物取引 東証輸送用機器株価指数先物取引(休止中) 東証銀行業株価指数先物取引 S&P/TOPIX150先物・オプション取引(休止中) 	<ul style="list-style-type: none"> 株券オプション取引は対象外。 ミニTOPIX先物取引、東証REIT指数先物取引及びTOPIXCore30先物取引については、上場時からイブニング・セッションを導入します。
2. 取引契約締結方法等	<ul style="list-style-type: none"> 個別競争売買とします。 その他、取引方法等は、本制度要綱に記載のあるものを除き、原則として午前立会及び午後立会における取引方法等と同様とします。 	
3. 取引時間		
(1) 立会取引	<ul style="list-style-type: none"> 午後4時30分から午後7時までとします。(ただし、半休日においては取引を行いません。) 	<ul style="list-style-type: none"> 注文受付は午後4時15分か

項目	内 容	備 考
(2) 立会外取引	<ul style="list-style-type: none"> 午後4時30分から午後7時10分までとします。(ただし、半休日においては取引を行いません。) 	ら開始します。
4. 取引の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中における立会外取引終了時までを一取引日とし、転売若しくは買戻し又は権利行使の申告並びに証拠金及び値洗い差金等の計算は取引日単位で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月15日付で立会外取引をToSTNeT市場として整備する予定です。
(1) 清算指数・清算値段	<ul style="list-style-type: none"> 清算指数及び清算値段は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」といいます。)が取引日ごとに定めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算指数(SQ値)の算出については現行どおり。
(2) 転売・買戻し等の申告	<ul style="list-style-type: none"> イブニング・セッションにおける取引に係る転売若しくは買戻し又は権利行使の数量を、翌営業日の午前立会及び午後立会における取引に係る分と合わせて、取引日ごとにクリアリング機構に対して申告することとします。 	
(3) ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> イブニング・セッションにおいても、ギブアップを行うことができることとします。 顧客は、イブニング・セッションにおける取引に係るギブアップ等の申告を、取引成立日の翌営業日の午後4時まで(半休日においては午後0時まで)の取引参加者が指定する时限までに取引参加者に対して行うこととします。 取引参加者は、ギブアップ等の申告を次に掲げる时限までに当取引所に対して行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> a ギブアップの申告 取引成立日の午後4時30分から午後7時30分まで 取引成立日の翌営業日の午前8時20分から午後4時15分まで(半休日の場合は午後0時15分まで) b テイクアップの申告 取引成立日の午後4時30分から午後7時30分まで 取引成立日の翌営業日の午前8時20分から午後4時30分まで(半休日の場合は午 	

項目	内 容	備 考
(4) 証拠金の差入れ	<p>後 0 時 30 分まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証拠金所要額は、取引日の終了時点における建玉を基に計算することとし、イブニング・セッション終了時点での証拠金所要額の計算は行わないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> 証拠金の差入れ时限は、現行どおり。 清算参加者からクリアリング機構への証拠金の預託においても同様となります。
(5) 決済代金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> イブニング・セッションにおける決済代金等(オプション取引代金及び値洗差金)の授受は、同一取引日に行われた取引分と合算して行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者とクリアリング機構との間での決済代金等 (オプション取引代金及び値洗差金) の授受においても同様となります。
5 . 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の制限値幅の基準値段は、前取引日終了時にクリアリング機構が定める清算値段とし、取引日を通じて、当該値段を基準値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> すなわち、イブニング・セッションと翌営業日の午前立会及び午後立会における制限値幅は同一となります。
6 . 取引の一時中断 (サーキットブレーカー)及び取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> 午前立会及び午後立会と同様、呼値の制限値幅の基準値段を起点として各限月取引の約定指數(限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定指數を除きます。)又は特別気配値段が基準値段から一定幅を超えて上昇(又は下落)し、かつ、当該限月取引の理論価格から一定幅を超えて下方に(又は上方に)乖離している場合、15分間取引を一時中断することとします。 当取引所は、次に掲げる場合には、イブニング・セッションにおける取引を停止することができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引監理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合。 b 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる取引を継続し 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の一時中断措置の発動基準は、午前立会及び午後立会における基準と同様。 理論価格 = 前取引日の最終取引対象株価指數の前取引日の最終の数値 + 理論ベース。

項目	内 容	備 考
7 . 呼値の効力	て行わせることが困難であると認める場合。	
8 . 取引最終日等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 午後立会終了時又はイブニング・セッション終了時において未執行の注文については、それぞれ午後立会終了時又はイブニング・セッション終了時に効力を失うこととします。 限月取引の取引最終日は、当該限月の第二金曜日の前日に終了する取引日とし、新たな限月取引（株価指数先物取引における限月間スプレッド取引を含みます。）及び新規又は追加設定された権利行使価格に係るオプション取引は、翌取引日の午前立会から開始します。 	
9 . その他 (1) 相場情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> イブニング・セッションの相場情報等（四本値、気配等）は、午前立会及び午後立会と区分して配信します。 取引参加者別の取引内容（手口）等の各種公表資料について、取引日ベースで公表します。 	
(2) 投資部門別売買内容に係る報告	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、投資部門別売買内容に係る報告を、前々週の最終営業日のイブニング・セッション開始時から前週の最終営業日の日中における立会外取引終了時までの取引について毎週第二営業日の正午までに行うこととします。 	
(3) 取引に関する通知書に記載する取引成立日	<ul style="list-style-type: none"> 株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第37条等の規定に基づき顧客に対して毎月送付する取引に関する通知書に記載する取引成立日に関しては、イブニング・セッション約定分について、当該イブニング・セッションに係る取引日の終了する日付（翌営業日付）を記載することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 実営業日付ではなく、取引日ベースで取引成立日を記載する場合には、その旨を顧客に対し説明するものとします。
(4) 取引参加料金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者が当取引所に納入する取引料及びアクセス料については、前々月の最終営業日のイブニング・セッションから前月の最終営業日の日中の立会外取引終了までの取引について、毎月の20日に納入することとします。 	
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月を目指とします。 	

以 上